

光ディスク等による法定調書の提出が義務化されます！

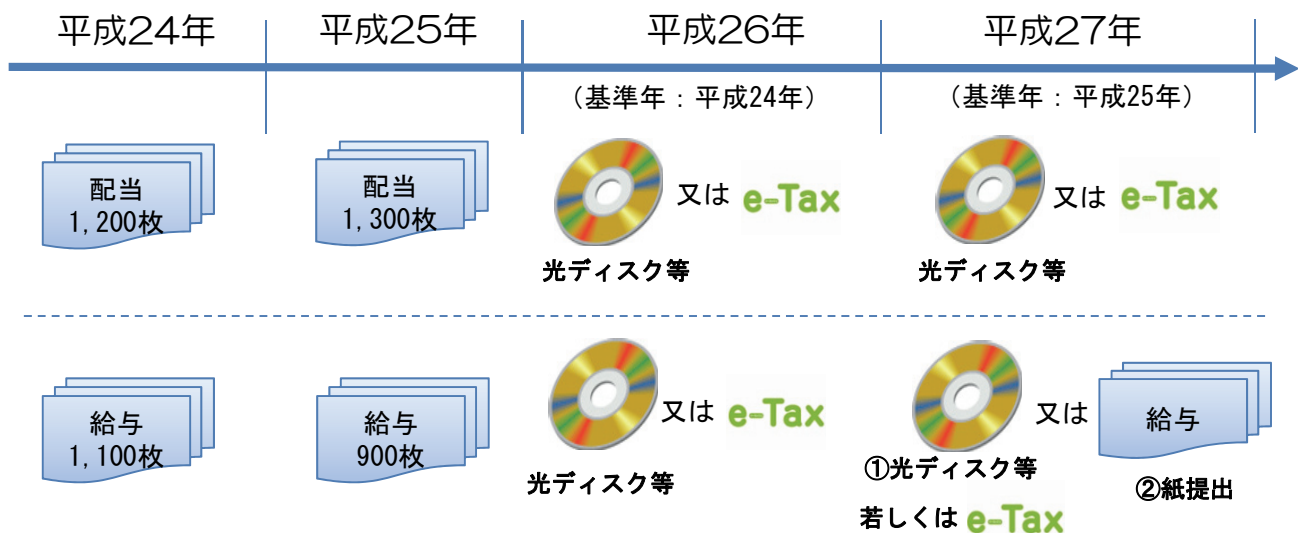
～法定調書ごとの提出枚数が1,000枚以上となった場合～

【改正の内容】

平成23年の税制改正により、法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、光ディスク等又はe-Taxによる提出が必要となります。

《提出義務の判定(例:株式会社)》

株式会社は、平成24年に配当の調書を1,200枚、給与の源泉徴収票を1,100枚提出しました。また、翌年の平成25年には配当の調書を1,300枚、給与の源泉徴収票を900枚提出しました。株式会社は、平成26年と27年に、これらの調書を光ディスク等により提出する必要があるでしょうか。



《解説》

株式会社は平成24年（平成26年の基準年）における法定調書の提出枚数は給与、配当いずれも1,000枚以上であるため、平成26年は、いずれの調書も光ディスク等又はe-Taxによる提出が必要となります。

しかしながら、平成25年（平成27年の基準年）における給与の源泉徴収票の提出枚数は900枚と1,000枚未満となったため、平成27年において配当の調書は光ディスク等又はe-Taxで提出する必要がありますが、給与の源泉徴収票は光ディスク等、e-Tax、紙のいずれの方法でも提出することができます。

- 提出義務の判定は、提出義務者ごとに行いますので、例えば、支店等が個別に法定調書を提出している場合は、それぞれの支店等ごとに判定します。
- 法定調書の光ディスク等による提出については、国税庁ホームページの「申告・納税手続」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。
- 基準年の法定調書の提出枚数が1,000枚未満の方でも、光ディスク等による提出につき、所轄の税務署長の承認を受けた場合には、光ディスク等により提出をすることができます。
- 給与所得（及び公的年金等）の源泉徴収票の光ディスク等又はe-Taxによる提出が義務付けられた年分については、平成26年1月1日以降に市区町村に提出する給与支払報告書（及び公的年金等支払報告書）についても光ディスク等又はeTax（地方税ポータルシステム）による提出が義務化されます。